

静岡市日中友好協会規約

(名 称)

第一条 この会は静岡市日中友好協会といい、事務所を静岡市におく。

(目 的)

第二条 この会は思想、信条、政党政派の違いをこえて各界各層の日中友好を願う人々が日中共同声明、日中平和友好条約を基礎とし、静岡市において日中両国民の相互理解と友好を深め、日本と中国の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

(事 業)

第三条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 日本と中国の教育・文化・芸術・学術・技術・経済・体育・医療など各分野にわたる交流の促進
- ② 友好使節の交流
- ③ その他必要な諸活動

(会 員)

第四条 この会の目的・規約に賛同し、会費を納める者を会員とする。

(機 関)

第五条 この会には次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 理事会

総会はこの会の最高決定機関で、年一回開催する。但し、理事会が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。

総会は会長が招集する。理事会は理事長が招集し、日常業務を行う。

(役 員)

第六条 この会には次の役員をおく。

会長一名、副会長若干名、理事長一名、副理事長若干名、事務局長一名、監査二名

役員は総会で選出し、任期は二年とする。

この会に顧問、参与を若干名おくことができる。

(役員選出)

第七条 この会の役員の選出は次のとおりとし、総会の承認を得る。

- ① 役員選考委員会は会長、副会長、理事長、副理事長、監査を選出する。顧問および理事、事務局長は会長が委嘱し、参与は理事長が委嘱する。
- ② 役員選考委員は副会長二名、参与若干名、理事長、副理事長三名、事務局長および各専門委員会より各一名をもって構成する。選考委員長は、選考委員の互選により選出する。

選出は役員、一般会員等の中から推薦し、本人の同意を得て後、選考委員の3分の2以上の賛成を得て選出する。

役員選考名簿を理事会に報告し、総会において承認を得る。

(委員会)

第八条 この会の活動を進めるため、各専門委員会をおき、理事会の議を経て部会などをおくことができる。

専門委員会には、次の三つとする。

(1) 総務委員会 (2) 事業委員会 (3) 広報委員会

各専門委員会の委員長は、副理事長があたる。

各専門委員会の構成は副会長、参与から若干名、委員は理事があたり、副委員長を若干名選出する。

理事は必要に応じ、アンケートにより予め希望する委員会を指名することができる。

(財政)

第九条 この会の財政は会費、事業収入、寄付金等でまかなう。

(規約の改廃)

第十条 この規約の改廃は総会で行う。但し、総会出席人員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

(その他)

第十一条 この規定に定めのないものは、静岡県日中友好協会規約による。

この規約は1979年11月29日より実施する

1988年 1月 1日付一部改正

1996年 5月24日付一部改正

2002年 5月18日付一部改正